

公共空間の彫刻をめぐって

——《平和祈念像》の問いかけるもの——

Questions of Sculpture in the Public Space:

On Kitamura Saibou's *Peace Statue*

小坂 智子

Satoko KOSAKA

要 旨

長崎の平和公園に設置されている、北村西望作《平和祈念像》は、公共空間におかれている彫刻作品のはらむ諸問題を様々に指し示している。この研究ノートではその問題を整理し、いくつかの考え方を提示することを試みた。

キーワード

北村西望、《平和祈念像》、公共空間、彫刻

毎年8月9日に長崎で行われる平和祈念式典は北村西望作の《平和祈念像》の前で執り行われる。被爆者への追悼と平和への祈念の儀式が挙行されているその映像を見るたびにある種の違和感を禁じえない。その違和感の生じるところは主として北村西望の《平和祈念像》にある。それは、この巨大な彫刻そのものの造形表現にかかわることであると同時に公共空間に置かれる彫刻の問題、「平和祈念」という理念を造形作品として形象化することが果たして可能かといった様々な問を伴っている。ここでは、この彫刻をめぐりいくつかの問題点を指摘し、整理しておきたい。

堀田善衛の問題提起

堀田善衛は、《平和祈念像》について、次のように記す。

彫刻の置き場所というものは、実にむずかしいものである。また彫刻自体というものも、場所との関連で言えば、時として犯罪に近いのではないかとさえ思うことが

ある、特に記念像といったものは、市や国の依頼によってなされるのであるから、撤去や変更といったことが法律問題と密接になることが多い。私は現代社会での記念像のうちで長崎の爆心地にある、あの神さまとも仏さまとも、男とも女ともつかぬ、巨大にして醜怪極まりない、あの平和祈念像（土地の人たちは力道山と呼んでいたものであったが）ほどにひどいものはこの世に少ないと思っている。あの怪物は人々のかなしみと怒りを享受するどころか、不可解で傲慢無礼な威を帯びていて、あれでは祈ることも参ることも、とにかく何をすることも出来ないであろう。あれが表象するのは断じて平和ではない。むしろ戦争そのものであり、ファシズムである。あの醜にして怪なる彫像を、出来れば爆破したいと思うものは、私一人ではなからうと思う。あれを日常我慢しなければならぬ長崎の人々に、私は心から同情するものである。長崎市は本当にとんだことをしてしまったものである¹⁾。

ここではいくつかの問題が提起されている。ひとつは彫刻の設置場所についての問題である。記念像や祈念像などの設置は国や地方自治体の裁量でなされるため、一度設置されると撤去することが難しいということがあげられている。もっとも、いずれ撤去できるかということだけが難しいのではなく、なによりも設置の決定に至るプロセスがまず問われるべきであることは、いうまでもない。

次いで問題とされるのは彫刻そのものの表象である。堀田が引用文中で、言葉を極めて語るのはこの像への嫌悪感である。すでに設置以前の計画案の発表段階から、この彫刻に対する毀誉褒貶のあったことは北村自身も自ら後に述べている。ここで、堀田はこの像が「平和の表象」となっていないことを問題としている。同時に堀田が言おうとしていることは、いわば、作品の「質」の問題である。「醜怪」という言葉で切り捨てられる芸術作品はまずその質が問われている。

最後に語られるのはこの彫像を「日常我慢しなければならぬ長崎の人々」への同情である。川田都樹子はパブリックアートにおいてもっとも問題になるのは、それを見たいと思わない人びとにとっても否応なく目につくということだと述べる。「美術館の中にあるのなら、いやだと思えば二度と見に行かなければいい。だが、パブリックアートは、それに危害や不快を感じても、私たちは日常的に接しつづけなければならなくなるのだ。」²⁾「他者危害の原則」は公共空間に設置される芸術作品にどのように摘要されるのか、今後も十分に議論されるべき問題である。

公共彫刻の設置に関する問題

公共彫刻の設置に関する議論の中で、もっとも長崎においてアクチュアルに議論されているのは、「原爆落下中心碑裁判」である³⁾。ここではその詳細にはふれないが、この裁判によって明らかになってきていることは、彫刻などの芸

術作品を設置する場合の決定のプロセス（設置の実施自体の決定、作家・作品の選定基準、作品の設置場所の決定など）が市民にとってわかりにくく、十分に公開されているとはいえないことである。

この裁判において問題となっている作品は「地元出身」の作家である富永直樹の制作になるものである。北村西望の弟子であり、北村に原爆記念碑制作の依頼（これが後に《平和祈念像》となる）をまず打診したのは富永であった。

原爆中心碑を富永の《母子像》に建て替えるという考えは、北村の《平和祈念像》の否定から始まっている。ローマ法王来日の際に平和公園に来訪を働きかけたが、かなわなかった。その理由として裸体像の神格化がキリスト教になじまないということがあり、《祈念像》にかわるものとして、誰もが祈れるものの設置が検討されたという経緯がある。一度設置されたものは、撤去が難しいので、今度は新たに、別のものを設置しようという発想である。

堀田善衛のように「出来れば爆破したいと思う」人々がどれだけいるかは疑問であるし、「爆破」という言葉はおよそ「平和祈念」の像に対して、暴力的に過ぎるが、一度設置されたら、ほぼ撤去されることがないということは、公共空間における彫刻をめぐる議論の中でも、大きな問題である。近年では、公共彫刻における女性裸体像をめぐる問題の中で、実際に反対運動をして作品の撤去を求めても、実現されない事例などがある⁴⁾。また、旭川市の《風説の像》はまさに、反対派により爆破されてしまったが、再度設置されなおしている⁵⁾。

一方で、撤去しないということは維持のために努力しなければならないということでもある。《平和祈念像》はその維持のために毎年支出があるし、近年大掛かりな修復を終えたばかりである。

では、誰が公共彫刻の撤去や設置を決めることができるのか。実際に《平和祈念像》の例でいえば、必ずしも堀田のような、強い嫌悪感を

抱いている人ばかりではない。むしろ、そこにあることがすでに自明になっている人もまた数多い。ある長崎市出身の学生に尋ねたところ、むしろ、原爆被災者への追悼と平和への思いを継承するためにあるべきものとして捉えているようであった。平和祈念式典が執り行われる場であることはこの場合もっとも重要な要素として捉えられている。

長崎において今後の平和公園のあり方を含め、どのような形で平和祈念の理念と公共彫刻を考えていくのかといえば、《平和祈念像》に対する肯定的・否定的な意見双方の検討や「原爆中心碑裁判」の経緯などを見据え、十分な議論の後に、長崎市民が選択するというのがもっとも順当なことと考えることもできる。しかしながら、もし「皆で選んだ」ひとつの像ないしは記念碑といったものに、「皆が祈りを捧げる」ということになれば、むしろ全体主義であり、もっとも危険なことになるのではないか。

《平和祈念像》の表象

北村は《平和祈念像》制作にあたってどのように構想したかを後に以下のように述べている。

構想の基本の要件は、原爆と平和と犠牲者の冥福の三つである。その三つのどれを欠かしてもいけない。私はこの三つを合わせ持つ像として、観音にしようか、女神にしようか、着衣がいいか裸体がいいか、男性か女性か、立像か座像かと、デッサンを重ねながら検討した。その結果、自分の得意は男性裸体像であり、特異なもので行くのが最善と判断し、原爆という強烈なものに対抗するのだから、強烈な印象を与える男性像でなければならぬとした。

(中略)

冥福を祈る像である。だが、特定の宗教に基づいて祈るわけではない。すべての宗教を超え、人種を超え、国籍を超えて、あ

らゆる人に受容される普遍的次元に立って祈る。そういうものを考えた時、私は、仏でも神でもいいけないと思い、これを神仏一体の境地の、いずれにも通ずる聖哲にすることに思い至った⁶⁾。

この像が、戦後の日本の近代彫刻の中で特異なものであるとすれば、ひとつは「平和像」として、男性像を選んでいる点にある。日本では、現在も各地に「平和」を示す母子象が建てられている。また、多くの場合、この母子像は裸体であるか、半裸体であるものが多い。母子の姿が平和を象徴するという考え方は日本固有のものであるといわれるが⁷⁾、必ずしもそうばかりとはいえない。実際に、長崎の平和公園内に設置されている各国から寄贈されている彫刻群の中には、母子の姿で平和を示しているものも存在する。しかし、裸婦、あるいは裸体の母子像ということになると、日本全体で、かなりの数が制作され、設置されており、これは、おそらく欧米では殆ど見られない現象であろう。敗戦国であった日本にとって男性によって表される「平和」より、古きものを脱ぎ捨てた女性によって表される「平和」が好まれた結果と考えられる⁸⁾。

北村の《平和祈念像》について、この女性に表される「平和」の好みから、男性裸体像であるこの像を批判するものもある。堀田の批判の中には、「男とも女ともつかぬ」という表現があるが、これは筋骨隆々たる身体表現からいささかの外れの観を否めない。しかし、北村が男性像で「平和」を象徴させることに果たして成功しているのかという点や、その表現が観るものに「平和」を伝える表象となっているかという議論になれば、あながち的外れとはいえないのかもしれない

さらに、この像が「平和」像として特殊な位置を占めている点はそれが「祈り」の対象として想定されうることにある。像そのものに、平和を祈る想いが込められているというよりも、

像自体が祈りの対象として捉えられる点にある。先に述べたように《平和祈念像》の否定の意見においては、男性裸体像を偶像として祈ることに、世界の様々な宗教の観点から見れば、違和感があることが理由に挙げられた。しかし、北村の述べるように特定の宗教に偏らないにしても、すでに「祈る」という行為は宗教的なものではないのか。「祈り」の対象として、彫刻を設置するということは、公共空間に置かれる彫刻の中で、かなり、特殊なものである。いわゆる母子像により「平和」を象徴した像が、公園などに置かれている場合を想定すると、それに向かって祈りを捧げることは考えにくい。平和祈念式典が像に向かって行われることはこれを示している。

「原爆中心碑裁判」において、問題となっていることの一つは富永の《母子像》がバラのモチーフを持つことから、聖母マリアが連想され偶像として祈りの対象物とみなされうる点である。祈りの対象、あるいは冥福を祈るという行為を宗教行為とするかという問題についてはまだ議論が必要であろう。《平和祈念像》の現在における受容のあり方を見据えた上での検討が不可欠である。

最後に問題として示しておきたいのは、近代彫刻におけるモニュメンタリティー喪失という観点からも、この近代彫刻としては異様に巨大な作品について語る余地が残っているだろうということである。モニュメントとして制作され

ているこの彫刻が、その力を長崎の都市空間、平和公園という立地の中で果たしているのかということ、近代彫刻の歴史的枠組みの中で捉えなおす必要があるだろう。この点についてはロザリンド・クラウスや小西信行の議論が参考となるだろう。

今後は、この《平和祈念像》を契機として、平和公園のこのほかにも建立されている彫刻や碑についても考える必要があるだろう。平和公園という場とそうした作品群との関係について読解を試みてみたい。そこでは、公共空間における芸術作品設置のイデオロギーについても触れざるを得ないであろう。

注

- 1) 堀田善衛「間奏曲 人と馬」『美しきもの見し人は』朝日新聞社、1995年、pp. 166-178.
- 2) 川田都樹子「パブリックアート」『現代美術館学』昭和堂、1998年、pp. 340-341.
- 3) 山下良夫「碑は残った。しかしそれだけでは終わらない—公共彫刻のつくられ方を問う『原爆落下中心碑裁判』」『あいだ』72号、2001年.
- 4) 森 理恵「公共彫刻の女性裸体像—なぜ作られ、なぜ置かれつづけるのか—」『女性学年報』23、2002年、p. 163. 宝塚市の事例.
- 5) 森、p. 163.
- 6) 北村西望『百歳のカタツムリ』日本経済新聞社、1983年、pp. 148-149.
- 7) 川田、p. 335.
- 8) しかし、公共空間における裸婦像のジェンダー論上の問題点は単なる好みの問題で片付けられない。森論文を参照のこと.